

検査又は調査の結果(平成31年度・令和元年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
5月13日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月13日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月14日	大巻	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月14日	宝倉	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月14日	旧花園	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月15日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月15日	南古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月21日 ～5月22日	八総	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
5月30日	わら口	けい石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 採掘場東側残壁の法面工事箇所において、法面に穴が認められたことから、対策を講ずるよう指導した。
6月3日 ～6月4日	象潟	水溶性ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 天然ガスの供給先が行っている坑井等の巡視点検等の管理について、実施内容、範囲、巡視点検者及び責任の所在等を明確にするよう指導した。 2. 坑井の巡視点検を行っている者のうち、保安教育を行っていない者について、必要に応じて保安教育を行うよう指導した。
6月3日 ～6月4日	金浦	水溶性ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 天然ガスの供給先が行っている坑井等の巡視点検等の管理について、実施内容、範囲、巡視点検者及び責任の所在等を明確にするよう指導した。 2. 坑井の巡視点検を行っている者のうち、保安教育を行っていない者について、必要に応じて保安教育を行うよう指導した。 3. 保安パトロールの結果、保安措置が必要な設備について、必要な措置が完了するまで状況の確認を行い、措置の結果を記録するよう指導した。
6月12日 ～6月14日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
6月12日 ～6月14日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 届出済の工事計画に係る使用開始届を提出するよう指導した。 2. 届出済の工事計画に係る使用前検査の実施結果を記録するよう指導した。 3. 集積場のかん止堤法面の立木について計画的に伐採するよう指導した。
6月24日 ～6月25日	松岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
6月24日 ～6月25日	掃ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 旧鉱山事務所付近の残壁(ズリ)について、計画的に処分実施するとともに、処分が完了するまでの間、適正な維持管理を実施するよう指導した。
6月26日 ～6月28日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原料受入ホッパーについて、立入禁止柵の不備があることから、必要な措置を講ずるよう指導した。 2. 篩設備駆動用モーターのVベルトカバーについて、一部が覆われていないことから、必要な措置を講ずるよう指導した。 3. ベルトコンベアのヘッド部について囲いが設置されていないことから、必要な措置を講ずるよう指導した。 4. ベルトコンベアのテール部の囲いは設置しているものの、固定されず立て掛けられた状態であったことから、必要な措置を講ずるよう指導した。 5. 集じん機の横にある猿梯子の最上部は立入禁止措置を講じているが、下部は立入禁止措置が講じられていないことから、必要な措置を講ずるよう指導した。
7月4日 ～7月5日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原鉱ホッパーへの投入箇所における車両の転落防止措置について、転落防止用の土盛りが車両を停める箇所から離れているため、改善するよう指導した。 2. 振動篩の駆動用モーターのVベルトカバーが設置されていないことから、速やかに改善するよう指導した。 3. ベルトコンベアの通路が地山で足場が不安定で危険である他、通行時ベルトコンベアに接触する危険があるため、階段等の足場を設置するとともに、ベルトコンベアへの巻き込まれについて速やかに改善するよう指導した。 4. ベルトコンベア脇の通路に手すりがないことから、速やかに改善するよう指導した。 5. ベルトコンベアのテール部でカバーの一部を外し、落鉱を投入しているが、危険であることから、速やかに改善するよう指導した。 6. ベルトコンベアの交差通路のステップについて、支えが不安定でステップが動くことから、強固なものに速やかに改善するよう指導した。 7. 保護カバーが設置されていないベルトコンベアについて、速やかに改善するよう指導した。併せて、保護カバーを設置する際は、墜落や工具等の落下による災害を防止するための措置を講ずるよう指導した。 8. 電気室の扉が開放状態となっていることから、作業監督者以外が立ち入らないよう指導した。 9. 電気工作物のホリ塩化ビフェニルの含有の有無について、濃度の確認を行うよう指導した。また、低濃度のポリ塩化ビフェニルが含有されていることが判明した電気工作物は速やかに設置の届出を行うよう指導した。 10. 露天採掘場の残壁について、大走りが施業案で規定している残壁規格に適合していないため、残壁規格に適合した残壁に修正するよう指導した。 11. 破砕設備全般におけるベルトコンベアのカバーや柵等について調査を実施するとともに、改善が必要なものについては、早急に措置するよう指導した。 12. 破砕設備のブリッジ改善作業及びクラッシュャー内に入って行う作業について、現況調査を行い、作業手順等必要な措置を定めるよう指導した。
7月10日	鉛山	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 捨石たい積場について、鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業監督者による監督が不明確となっていることから、保安管理を明確にするよう指導した。
7月11日 ～7月12日	古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
7月11日 ～7月12日	古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月11日	鉛山(大湯地区)	銅	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	適	なし
7月11日 ～7月12日	花輪	銅	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	適	なし
7月16日 ～7月17日	新滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアのカウンターウェイト部へ向かう新設した通路については、作業者が転倒する恐れがあることから、必要な措置を講ずるよう指導した。 2. ベルトコンベアのカウンターウェイト部での高所作業を行う際の安全帯を支持物に固定するための設備が設置されていないことから、必要な措置を講ずるよう指導した。 3. 鉱石投入口のベルトコンベアテール部についてさく囲が設置されていないため、さく囲等の保安設備を設けるよう指導した。 4. フラントのベルトコンベアテール部について巡視者等がベルト等に接触する恐れがあるのでさく囲等の保安設備を設けるよう指導した。 5. フラントのベルトコンベアヘッド部(回転部)のさく囲が不十分であるため、さく囲等の保安設備を設けるよう指導した。 6. フラントのベルトコンベアに設置されているベルト横断用のハシゴについて作業者の墜落防止措置が設けられていないため、墜落防止の保安措置を行うよう指導した。 7. 堆積場の集積物搬入道路の路肩の車輛転落防止用の土盛りについて高さが不十分であるため改善するよう指導した。 8. 原動機を使用する選鉱場に係る、工事計画の届出を行うよう指導した。また、設置が完了したときは、使用前検査の実施と、使用開始届の提出を行うよう指導した。
7月17日 ～7月19日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 発生した災害について、現況調査を実施するとともに、災害の原因及び災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価を行い、再発防止対策を講ずるよう指導した。 2. フラント内スクリーンの発振機カウンターウェイト部カバーに穴があいているので、リスクの検討を行い、必要な対策を講ずるよう指導した。 3. 修理工場で行われていた溶断作業について、火災等につながるリスクの検討を行い、必要な対策を講ずるよう指導した。
7月17日 ～7月19日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
7月17日 ～7月19日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 堆積場の設置工事について、集積する前に使用前検査を行うよう指導した。 2. 堆積場の設置工事について、使用前検査の結果を記録するよう指導した。 3. 堆積場について、犬走りに設置の表面排水路に土砂等がたまり積っている箇所が散見されたので、必要に応じて土砂上げを行い、通水を確保するよう指導した。
7月24日 ～7月25日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 認可済の施業案について、現況調査が実施されていないことから、原因を明らかにし、現況調査を行うよう指導した。 2. 保安規程に定める保安パトロール結果について、記録を保存するよう指導した。 3. 火災作業監督者の者が、保安規程に定める教育を受けずに車両系鉱山機械を運転していたことから、速やかに教育を実施するよう指導した。 4. 重大災害を起こした者等に対する再教育の記録を保存するよう指導した。 5. 保安規程に定める作業手順書が整備されていないことから、速やかに整備するよう指導した。 6. 保安規程に定める保安措置の実施状況の確認及び内容の評価の際に法定作業監督者を加えて実施するよう指導した。 7. 露天採掘場残壁について、施業案の規格を満足しているか確認するよう指導した。 8. 露天採掘場において、高低差のある法肩付近での作業について、作業環境についての現況調査を実施し、安全を確保するよう指導した。
7月25日 ～7月26日	大槌	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原動機を使用する選鉱場に係る工事計画届を速やかに提出するよう指導した。 2. 原動機を使用する選鉱場に係る開始届を速やかに提出するよう指導した。
7月31日 ～8月2日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
7月31日 ～8月2日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱煙発生施設の鉱害防止に関する作業監督者について、保安規程に定める事項を実施するよう指導した。
8月21日 ～8月23日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑内水についてpHの排水基準を超過しているため、基準に適合させるよう指導した。
8月26日 ～8月27日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 乾燥工場内スクリーコンベアの駆動用チェーンカバーについて、一部外れていることから、速やかにカバーを設置するよう指導した。又、同様の設備についても現況調査を実施し、適切な措置を講ずるよう指導した。 2. 乾燥工場内のポータブルコンベアヘッド部のカバーが設置されていないことから速やかに設置するよう指導した。
8月26日 ～8月27日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
8月26日 ～8月27日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. かん止堤の立木は計画的に伐採を行うよう指導した。 2. 場内排水路の排水機能を維持するよう指導した。 3. かん止堤の一部破損箇所を補修するよう指導した。
8月27日 ～8月28日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 作業監督者について、解任届出が行われていないことから、速やかに提出するよう指導した。 2. 集積場の非常排水路について、工事計画どおりに設置するよう指導した。又、左岸素掘水路は洗掘されていることから、適切な措置を講ずるよう指導した。
8月29日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 発破時、見張り人が飛石から隠れた位置で見張りを行っていなかったため、飛石による危害についてリスクアセスメントを行い、必要な措置を講ずるよう指導した。 2. 最小抵抗線の測定作業において、ベンチ際に接近して作業する者が、安全帯を着用していなかったため、墜落についてリスクアセスメントを行い、必要な措置を講ずるよう指導した。
8月30日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 生石灰荷揚き場において、積み重ねられたフレコン上で作業をしている者に対する墜落防止措置がとられていなかったため、必要な措置を検討するよう指導した。 2. 選鉱場の原石投入ホッパーの車止めについて、土砂に埋もれて必要な高さが確保できなくなっていたので、改善するよう指導した。
8月30日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
9月2日 ～9月4日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 場内排水路の通水機能を確保するよう指導した。 2. 集積場上流水路を整備するよう指導した。
9月13日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 発生した災害について、発生原因を究明し、災害発生前の保安確保措置の評価と再発防止対策を講ずるよう指導した。
9月17日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
9月18日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	適	なし
9月19日 ～9月20日	滝沢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 砕鉱場内で立て掛けであるガスボンベについて、転倒防止策を実施するよう指導した。 2. 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破に関する作業について、作業監督者の選任について保安規程の内容と整合させるよう指導した。
9月19日 ～9月20日	滝沢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 沈砂池の亀裂について対策を検討するよう指導した。
9月26日 ～9月27日	揚ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安管理者について、鉱山に常駐し保安に関する事項を管理できる者を選任するよう指導した。 2. 保安規程に定めている現場責任者について、現場での保安に関する事項を指揮する者を選任するよう指導した。 3. ガス検知器が未校正であり、ガス濃度を正確に計測することができない恐れがあるため、改善するよう指導した。 4. 沈殿池内のろ過装置の脇から水が漏れており、ろ過装置として機能していないことから、改善するよう指導した。 5. 緊急ヒットの側壁の外側にひび割れが見られ、緊急時のピットとして機能しない恐れがあるため、改善するよう指導した。 6. 選鉱場に置かれているフレコンバッグに入った中和酸化物が残置されているため、早期に処分を行い、選鉱場としての作業場所を確保するよう指導した。 7. 選鉱場に置かれているフレコンバッグに入った酸化物から、漏水している疑いがあるため、原因を調査し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導した。 8. 保安規程について、保安を確保するための措置の実施状況の確認及び評価が行われていないことから実施するよう指導した。 9. 退避訓練、救護訓練が実施されていないため、保安規程に基づき実施するよう指導した。
9月30日 ～10月2日	花岡	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
9月30日 ～10月2日	花岡	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 山腹水路の破損箇所を整備をするよう指導した。 2. 実際業務を行う作業監督者と選任者が異なるため整理するよう指導した。
10月3日	一ノ木	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程中の「保安委員会」関連項目で、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 2. 保安規程中の「保安を推進するための活動」と「保安委員会」の関連項目で、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 3. 保安規程中の「落盤及び崩壊」(落盤又は崩壊を防止するための措置)の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 4. 保安規程中の「落盤及び崩壊」(落盤又は崩壊による被害を防止するための措置)の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 5. 保安規程中の「機械・器具及び工作物の使用」作業手順書の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 6. 保安規程に「特定特殊自動車排出ガスの処理」について定めるよう指導した。 7. 保安規程中の「巡視及び点検」に各巡視箇所に係る点検項目及び点検方法、点検頻度について定めるよう指導した。 8. 鉱山道路の路肩部分の転落防止用の土盛りについて改善するよう指導した。
10月8日 ～10月9日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
10月9日 ～10月10日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 露天探掘場の排水の白濁について対策を指導した。
10月10日	階上青新大理石	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
10月10日 ～10月11日	小久慈	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 貯鉱場について粉じん発生施設として特定施設の工事計画届を速やかに届け出るよう指導した。 2. 重ダンプについて、右前の方向指示器等に不備があることから、早急に整備するよう指導した。 3. 探掘箇所への鉱山道路について、不具合が認められるため、必要な措置を講ずるよう指導した。 4. 破砕設備のブリッジ改善作業について、作業手順等を定め、鉱山労働者に周知するよう指導した。 5. 鉱石運搬を行っている者について、保安教育の教育時間を満足していないことから、再度保安教育を行うよう指導した。 6. 退避訓練・救護訓練について、未実施のため速やかに実施するよう指導した。 7. 消火器の点検について、適正に管理の上で点検を実施するよう指導した。 8. 重ダンプ及び10tダンプについて、精密検査を実施するよう指導した。 9. 保安規程に定める、保安を確保するための措置の実施状況の確認及び評価について、速やかに実施するよう指導した。
10月23日 ～10月25日	八総	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 集水ピットからの漏洩事故の原因究明と再発防止対策を指導した。
10月30日 ～10月31日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
11月6日 ～11月7日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 沈殿池の浚渫作業による濁水排出について、応急措置、原因調査及び再発防止対策を指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
11月11日 ～11月12日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原鉱ホッパーへの投入箇所左側の車両の転落防止措置について、不十分であることから改善するよう指導した。 2. 原鉱ホッパー建屋脇の階段等に設置されている運転中立入禁止のれ及びチェーンの警備について、運転中は確実に設置するよう指導した。 3. 砕鉱場設備の駆動用モーターベルトの保護カバーについて速やかに改善するよう指導した。 4. 砕鉱場設備のVベルトの保護カバーについて速やかに改善するよう指導した。 5. 保護カバーが設置されていないベルトコンベアヘッド部について、速やかに改善するよう指導した。 6. ベルトコンベア歩廊部に落鉱が認められ、作業員がつかずいて転倒するおそれがあることから、速やかに改善するよう指導した。 7. 溶接又は溶断作業に係る作業手順書が整備されていないことから、速やかに整備するよう指導した。
11月12日 ～11月13日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. フィーダー周辺の柵について、速やかに改善するよう指導した。 2. 選鉱場内の使用していない通路について、立入禁止措置を速やかに講ずるよう指導した。 3. ベルトコンベアについて、囲いが無いことから速やかに設置するよう指導した。 4. フォークリフトの制動灯が点灯しないため、速やかに整備するよう指導した。 5. グリズリーフィーダーの建屋に設置している消火器について、定期検査を行うよう指導した。 6. 石灰処理工場の集塵機の集塵効率適正が判断できないことから、必要な措置を講ずるよう指導した。 7. 選鉱場内のベルトコンベアは番号等の名称が付けられていない状態であることから適正に管理するよう指導した。
11月18日 ～11月20日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 貯水ビットの破損による漏水について対策を指導した。
11月21日	光山	金	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
11月29日	松保土	金	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
12月2日 ～12月3日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原鉱ホッパーへの投入箇所における車両の転落防止措置について、転落防止設備の位置が確認できるよう指導した。 2. 一次破砕後の中間ビンについて、落石防止のための措置を講ずるよう指導した。なお、改善措置が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。 3. ベルトコンベア横断用通路に落石防止のための措置を講ずるよう指導した。なお、改善措置が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。また、設備内の同様の箇所についても同様の措置を検討し、実施するよう指導した。 4. 電気室について、作業監督者以外が立ち入らないように速やかに改善するよう指導した。 5. 鉱山敷地内の鉱石の仮置き場として使用している場所について、粉じん発生施設として特定施設の工事計画届を届出するよう指導した。 6. 破砕設備全般におけるベルトコンベアのカバーや柵等に係る改善実施計画を作成し、実施状況を管理するよう指導した。なお、当該箇所の改善措置が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。 7. 破砕設備のブリッジ改善作業及びクランチャー内での溶接作業について、作業手順等必要な措置を定めるよう指導した。なお、当該箇所の改善措置が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。
12月4日 ～12月6日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. ガス管からのガス漏洩に対して必要な措置を指導した。 2. 遮断地の排出部の構造がサイフォンとなっていないので補修するよう指導した。 3. 休止坑井については、廃井措置を行うよう指導した。 4. 保管しているドラム缶を早急に処分するよう指導した。 5. 保安統括者は保安日誌等を確認するよう指導した。 6. 巡視点検路の倒木を撤去するよう指導した。
12月16日 ～12月18日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
12月16日 ～12月18日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
12月18日 ～12月19日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアについて、囲いが無いことから速やかに設置するよう指導した。また、他のベルトコンベア等についても囲いの状況を確認し、措置が不十分なものは速やかに設置するよう指導した。 2. 駆動チェーンについて囲いが無いことから速やかに設置するよう指導した。 3. ベルトコンベア下部の清掃作業について、危険な状態を移動していることから、安全な通路を設置するよう指導した。 4. 新倉庫内にある製品について、パレットの積み方で倒壊する危険があることから、必要な措置を講ずるよう指導した。 5. 鉱業権者の措置事例10章に規定する使用方法又は作業方法若しくは作業手順について、定めているか確認し、不足があれば整備するよう指導した。 6. 新規採用者に対する教育及び新たに車両系鉱山機械・自動車の運転作業に就く者に対する教育を行い、その教育記録を保存するよう指導した。 7. 保安規程の保安を確保するための措置の実施状況の確認及び評価について、保安規程のとおり、毎年第4四半期に実施するよう指導した。
12月19日 ～12月20日	豊国	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 原料ホッパーと歩廊との間に手すりがない、ホッパーに転落するおそれがあることから、速やかに改善するよう指導した。 2. 第二工場内で、駆動チェーンの囲いが無い設備があることから速やかに設置するよう指導した。また、他の駆動部等についても囲いの状況を確認し、不十分なものは速やかに設置するよう指導した。 3. 作業手順書について、整備されていないものがあることから、速やかに整備するよう指導した。
12月23日	苗木川俣	けい石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
12月23日	共栄川俣	けい石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
12月23日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 当該作業場について、改善措置を報告するよう指導した。
12月23日 ～12月24日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 発生した災害について、発生原因を究明し、災害発生時の保安確保措置の評価と再発防止対策を講ずるよう指導した。 2. 保安規程に規定する火災類受渡場所、発破箇所に係る点検巡視記録について作成するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
1月14日	大富	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の「保安委員会」の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 2. 保安規程の「落盤及び崩壊」(落盤又は崩壊を防止するための措置)の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 3. 保安規程の「落盤及び崩壊」(落盤又は崩壊による被害を防止するための措置)の規定において、不備が認められることから、必要な項目について整理するよう指導した。 4. 保安規程の「機械・器具及び工作物の使用」作業手順書の規定において、廃水の処理作業(浸漬作業)について定めるよう指導した。 5. 保安規程の「巡視及び点検」に各巡視箇所に係る点検項目及び点検方法、点検頻度について定めるよう指導した。
1月20日 ～1月22日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月20日 ～1月22日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月21日	板風	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 砕鉱場内の設備について、保護カバーが破損又は外したままとなっていることから、速やかに改善するよう指導した。なお、当該箇所について、改善が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。 2. 第二砕鉱場のロータリーキルンについて回転箇所保護カバーが設置されていないことから、改善するよう指導した。なお、当該箇所について、改善が終了するまでの間、応急措置を講ずるよう指導した。 3. 「コンプレッサー」にかかる使用方法について、定めるよう指導した。 4. 鉱山内で必要な作業手順について、定めるよう指導した。なお、作業手順作成にあたり、作成計画に基づき進捗状況管理するよう指導した。 5. 保安規程の「露天採掘場」(浮石除去の時期及び方法)の規定において「浮石落下、転石による危険箇所での上下同時作業及び下部通過の禁止」の項目について定めるよう指導した。
1月23日 ～1月24日	釜石	鉄	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程に定められた措置内容の実施状況について、確認するよう指導した。 2. 自社の保安検査の指摘事項に関する保安確保措置の改善状況について、評価を実施するよう指導した。 3. 鉱山として使用する車両系鉱山機械、自動車及び機関車について、現況調査を実施して点検の必要性、頻度の検討をするよう指導した。 4. 施業変更の際の現況調査を実施するよう指導した。 5. 総合安全委員会の委員の選任内容が不明確なため、明確にするよう指導した。 6. 新たに就業する鉱山労働者に対する教育について、保安規程で定められた教育時間を確認し満足させるとともに、記録するよう指導した。
1月28日	第一鉱業猿沢	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	なし
1月27日 ～1月29日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月27日 ～1月29日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの振動が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月27日 ～1月29日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
1月27日 ～1月29日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 騒音発生施設の点検及び点検結果の記録の実施者が保安規程の規定と異なっているため、整合させるよう指導した。 2. 工事計画に係る使用前検査を実施し、その記録を保存するよう指導した。
1月27日 ～1月29日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの騒音が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
2月5日 ～2月6日	釜石	鉄	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
2月5日 ～2月6日	旧釜石	鉄	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
2月6日	勿来	ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
2月12日	藤田貝化石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山内で必要な、使用方法又は作業手順が定められていないので、定めるよう指導した。 2. 車両系鉱山機械について、保安規程に定める点検が実施されていないので、実施するよう指導した。 3. 自動車(ダンプ・トラック)について、保安規程に定める、点検が実施されていないので実施するよう指導した。
2月19日 ～2月21日	田老	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 中和場沈澱池の堤体に洗掘が認められるため、補修するよう指導した。
2月19日 ～2月20日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑内で緊急時に使用するインターフォンが故障しているため、早急に改善するよう指導した。 2. 保安規程の内容について、実態と乖離していることから、速やかに見直しをするよう指導した。また、保安規程全般についても実施状況の確認及び措置内容の評価を行うよう指導した。 3. 鉱山内で必要な作業手順を定めているか確認し、不足があれば整備するよう指導した。 4. 坑内における岩盤のひずみ測定について、測定していない場所があることから、測定を実施し、必要に応じて安全を確保するよう指導した。 5. 保安管理者代理者は不在となっていることから、速やかに手続きをするよう指導した。 6. 鉱山内の設備について、鉱山労働者の安全を確保するための設備がない箇所があることから、速やかに改善するよう指導した。 7. 新規就業者教育について「実施指導16時間」の実施記録が確認できないため、実施するとともに、その記録を保存するよう指導した。 8. 受電設備の1回/年の点検について、保安規程に定めた作業監督者が実施するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
2月20日 ～2月21日	三共常業	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 自動車の月次点検について、保安規程に定めている実施者とは異なる者が実施しているため、保安規程に定めている者が行うよう指導した。 2. 火災の作業監督者に選任されている者とは異なる者が作業監督を行っているため、選解任届出を適切に行うよう指導した。 3. たい積場の巡視について保安規程に定めている実施者とは異なる者が実施しているため、保安規程に定めている者が行うよう指導した。 4. 坑内火災に対する退避訓練について、保安規程に定めている頻度で実施されていないため、速やかに実施するよう指導した。 5. 保安を確保するための措置の実施状況の確認及び措置の内容の評価について、保安規程に定められた時期に実施するよう指導した。 6. 保安委員会、保安パトロールについて、保安規程に定められた時期に実施するよう指導した。 7. 保安規程に定める「保安責任者」について、不明確なため明確にするよう指導した。 8. 新入社員に対して、保安規程に定める教育を行っていないことから、教育を実施するとともに、記録を保存するよう指導した。
3月16日 ～3月17日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 切羽において、小割した鉱石の上で重機による小割作業を行っており、足場が崩壊し、下部の切羽まで転落する恐れがあるため、危害防止のため必要な措置を講ずるよう指導した。 2. 切羽の道路脇の残壁について、残壁の傾斜等の規格や浮石を再度確認し、道路を切り替える等の必要な措置を講ずるよう指導した。 3. 砕鉱場の階段に設置されている「運転中立入禁止」の札が外れていたことから、運転中は確実に警標を設置するよう指導した。 4. 砕鉱場の歩廊に落鉱が認められ、作業員がつかずいて転倒するおそれがあることから、速やかに改善するよう指導した。 5. 敷地内通路について、転落防止措置が取られていないことから、適切な措置を講ずるよう指導した。
3月17日 ～3月18日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし

注1：操業状態の区分は、次のとおり。
稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止：鉱業法に基づき鉱業権が消滅したもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。
不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
適：「不適」以外の検査等の結果。